

事業計画の概要

許可証書換えのための変更届に添付する場合、水銀廃棄物に関わる事項についてのみ記載して下さい。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 水銀廃棄物を扱う事業の概要

- ・ 主に、札幌市内の事業所から出る廃蛍光管を収集し、自社積替え保管場所へ運搬し積替え後中間処理場へ運搬する。
- ・ 主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、最終処分場に運搬する。

② 営業範囲

札幌市、北海道

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形	(株) 〇〇 札幌市〇〇	あり 札幌市〇〇	(株) 〇〇
2	汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)	〇t/月	泥状	〇〇工場 札幌市〇〇	なし	(株) 〇〇
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

収集運搬を行う水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物について、その種類を記載例にならって全て記載して下さい。

また、産業廃棄物の種類毎に、運搬量、性状、排出事業場の名称及び所在地、積替え保管の有無及び保管場所の所在地、運搬先の名称及び所在地を記載して下さい。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の大きさ	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2	「(1) 運搬車両一覧」については記載の必要はありません。				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

運搬中に産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること、収集運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境保全上の支障が生じないようにする必要があります。
また、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬にあたっては、上記に加えて、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区別する必要があります。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
〇〇〇	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	〇m ³	
〇〇〇	汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）	〇m ³	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

札幌市〇〇

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 〇〇m³

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物の積替え保管を行わない場合は、記載は不要です。

許可証書換えの変更届の場合は、これらの書類を改めて添付する必要はありません。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

脱着装置付コンテナ専用車

車両番号 札幌〇〇 〇 ××-××

最大積載量 3,800kg

所有者 株式会社〇〇

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）

タンク車

車両番号 札幌〇〇 〇 ××-××

最大積載量 5,000kg

所有者 株式会社〇〇

運搬中に産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること、収集運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境保全上の支障が生じないようにする必要があります。

また、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬にあたっては、上記に加えて、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区別する必要があります。

(2) 収集運搬業務を行う時間

(3) 休業日

(2) 収集運搬業務を行う時間、(3) 休業日、従業員数の内訳については記載の必要はありません。

従業員数の内訳

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

水銀使用製品産業廃棄物は破碎することのないよう、また、他の廃棄物と混ざらないよう〇〇〇に入れて運搬する。

運搬中に産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること、収集運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境保全上の支障が生じないようにする必要があります。
また、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬にあたっては、上記に加えて、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区別する必要があります。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

- 保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
- 積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。
- 水銀使用製品産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないよう仕切りを設けて保管する。

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物の積替え保管を行わない場合は、記載は不要です。

保管場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生しないよう措置を講ずること、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすることなどの保管基準を遵守する必要があります。

また、水銀使用製品産業廃棄物の保管にあたっては、上記に加えて、その他の物と混合しないように仕切りを設ける必要があります。

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	〇〇〇	用途	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	
<p>運搬過程において水銀使用製品が破損することのない容器を使用してください。</p>				
注意事項				
・ 容器等の全体が写るように撮影すること。				
			撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	〇〇〇	用途	汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)	
注意事項				
・ 容器等の全体が写るように撮影すること。				
			撮影	〇〇年〇〇月〇〇日